

保存版 令和5年度版 年金の受け方 【追補】

令和5年8月1日から高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されました。

◦60歳以降も引き続き働く場合。(5頁)

「賃金が下がると高年齢雇用継続給付を受けられます」における「受給できる条件は…」の箇所の記述が下線部のとおりに変わりました。

(変更前) ▶賃金が 364,595 円 (令和4年8月1日～) 未満

(変更後) ▶賃金が 370,452 円 (令和5年8月1日～) 未満